

平成30年度

公の施設の指定管理者監査
結果報告書

平成31年1月
玉野市監査委員

玉 監 第 1 6 号

平成31年1月22日

玉 野 市 長 黒 田 晋 様

玉野市議会議長 氏 家 勉 様

玉野市監査委員 山 辺 貴久男

玉野市監査委員 伊 達 正 晃

平成30年度 公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

第1 監査の基準

監査は、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者に対する監査

第3 監査の対象

区 分	内 容
施設名称及び所在地	玉野市立図書館及び玉野市立中央公民館 玉野市宇野1丁目38番1号
指定管理者の指定方法	公募
指定管理者	株式会社 図書館流通センター
指定管理期間	平成29年4月1日～平成34年3月31日
指定管理料	104,760,000円（消費税7,760,000円含）
平成29年度指定管理に係る収支状況	収入 99,923,139円（税抜） 支出 99,870,319円（税抜） 収支 52,820円（税抜）
施設の利用実績 （平成29年度実績）	入館者数 422,540人/年（目標300,000人/年） 貸出点数 402,468点/年（目標370,000点/年）
施設の構造	鉄骨造 地上3階（うち図書館・中央公民館は2階北側）
施設の面積	約4,178㎡ （図書館2,260㎡、中央公民館1,708㎡、共通210㎡）

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等に着目し実施した。

第5 監査の主な実施内容

実査、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な審査の証拠を入手して実施した。

第6 監査の日程及び実施場所

監査期日 平成30年11月20日

実施場所 玉野市立図書館研修室

第7 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務については、関係法令、条例、規則、予算目的に準拠し、概ね適正に執行されていると認められた。しかしながら、軽易ではあるが日付漏れの関係書類が一部見受けられたので、今後の事務処理においては注意されたい。

第8 意見

指定管理者制度とは、公の施設の公共性及び公益性を確保しつつ、多様化する市民ニーズに対応し、果たすべき役割・目的を効果的・効率的に達成するため、管理・運営に民間の活力を導入することで、より柔軟で質の高い市民サービスの向上を図るとともに、行政にとっては管理コストの縮減を目的とするものである。

監査対象とした施設は、より多くの市民が利用に供する施設であり、利用者実績は目標として定めた要求水準を上回っている。

管理・運営においては、指定管理者の運営状況の把握や評価等に関するモニタリングが計画どおり行われており、総合評価も高く、目的に従って適切かつ円滑に運用されている。また、受託業務に加え自主事業として様々なイベント等を開催するなど、今までに培われた経験や蓄積されたアイデアを駆使し、利用者の声を反映しながらサービスの改善と向上に努めている。

今後も更なる利用者の増加を図るため、指定管理者においては、接遇の向上、人材育成の促進に努められたい。また、所管部署においては、生涯学習センターなど他の関係機関と講座情報を共有ことにより、一体的な企画運営なども効果的なものと思料されるので、定期的に情報交換や業務内容の調整を図るなど指定管理者制度の効果が高まるよう努められたい。最後に、多くの市民が利用する公の施設でもあるので、日頃の施設点検などの安全対策を講じて事故防止に努め、より一層、利用者から喜ばれる施設運営に尽力され、地域に貢献されることを期待するものである。